

明治初年ににおける府藩縣三治制

森 谷 秀 亮

一 王政復古と封建制度

米使ペリーの浦賀来航以来、將軍徳川慶喜の大政奉還に至るまで、嘉永・安政・萬延・文久・元治・慶應の十五箇年にわたる幕末の政局を見るに、時局匡救の方策として、二つの大きな意見が対立していた。その一は公武合体論であり、他は王政復古論である。公武合体論の主張するところは、朝廷は幕府に対し適切な指示を与える、幕府は朝命を奉じ、諸侯に協力を求めて举国一致の態勢を整え、難局打開に邁進すべきであるというにあつた。このことを画策したのは老中阿部正弘（伊勢守・福山藩主）であり、のち久世廣周（大和守・関宿藩主）・安藤信睦（對馬守・磐城平藩主）の両閥者が、皇妹和宮親子内親王の降嫁を仰いで、公武の一和を図ろうと試み、朝廷にあっては、中川宮朝彦親王（青蓮院宮尊融法親王・久邇宮）、諸侯では越前藩主松平慶永（大蔵大輔）・薩摩藩主生父島津久光（大隅守）・土佐藩主山内豊信（土佐守）・宇和島藩主伊達宗城（遠江守）など、いずれも公武合体派の巨頭である。これに対し王政復古論は、かなり以前から学説として発展してきた尊王思想が、朝臣の覚醒・幕権の動搖・対外問題の緊張などの新情勢に直面して、俄かに学説の域を脱し政治論に転化したものであつて、その主張するところは、幕府を倒して天皇の大御代を出現し、内外の難件を一挙に解決すべきであるというにある。そしてはじめは宇都宮の豪商大橋訥庵（正順）・久留米水天宮祠官真木和泉（保臣）・筑前藩の平野二郎（國臣）・薩摩藩の有馬新七（正義）らの志士がこのことを唱道し、のち長州藩が破約攘夷の藩論を決定し、つづいて薩摩藩また長州藩と結んで、王政復古の機会を捉えようとした、公武合体論は漸進の主義に甘んじ、王政復古論は急進の主義をとり、ともに時局匡救の方策であるけれども、一は佐幕の現状維持に傾き、他は倒幕の現状打破に走るなど、その政治的信条は全く異なつてゐる。

王政復古論は政治革新論ではあるとはいへ、永い伝統を有する封建制度は撤廃すべきものでなく、いぜんとして存続させようとする論と、中央集権の実を擧げるため、封建制度を解消させるのもやむを得ないとの論とに分れるから、その内容は決し

て单一なものでない。いま幕末における王政復古論を見るに、ほとんどみな幕府の存在を排除するにとどまって、封建制の廃止を目的としておらない。これ何故であろうか。畢竟、国歩艱難の秋に蹶起して、勤王の大義に活躍した者の大部分が、封建社会において指導的地位を占めていた武士階級であったからであり、彼等が自己存立の基盤である封建の打倒を画策しなかつたのは、いささかも不思議でない。彼等としては、封建制度上において王政復古を実現することに満足していたのである。

幕末の志士のうち、最も早く幕府討伐・王政復古の策をたてたのは真木和泉である。真木は、楠氏の事蹟に感銘して毎年五月二十五日には楠公祭を行い、また会沢正志斎（安）の「新論」に敬服する余り、親しく水戸に遊んで師事したことがあり、安政五年には齡すでに四十六歳に達していた。従つて大老井伊直弼（掃部頭・彦根藩主）が未嘗有の大獄を起したと聞くと、切歎扼腕措く能わざして十月十三日「大夢記」を起草し、言を夢に借りて、天皇には碑を函嶺に駐められ、將軍を召してその失政と不臣の罪とを責め、大老らに死を賜うべきであると切論した。さらに

乃徵^ニ幼主^ニ封^ニ甲駿之地^ニ、……遂幸^ニ大城^ニ、大布^ニ告更新之令^ニ、……遷^ニ都定^ニ畿^ニ、建^ニ封分^ニ邑^ニ、興^ニ礼作^ニ樂⁽¹⁾。

と、徳川氏を甲駿の諸侯に貶し、江戸城に行幸して朝政一新を令し、つづいて浪華に遷都して、維新の政を行なうべきであると力説した。真木の王政復古論が封建制否認を意味するものでなかつたことが窺われよう。越えて文久元年三月、真木は再び車駕親征のことを論じた一文を認め、「経緯愚説」とともに議奏野宮定功に提出しようとしたが、野宮が幕威を憚る状あるのを見て、改めて左衛門督大原重徳に上つた。「経緯愚説」はかねて抱懐するところの国事意見を経と緯とに分け、そのおのおのに

経

一 宇内一帝を期する事。一 創業の御心得事。一 德を修むる事。一 経筵の事。一 紀綱を嚴にする事。一 賞罰を明かにする事。一 節儉を行ふ事。一 親征の事。一百敗一成の事。

緯

一 言路を開く事。一 旧弊を破る事。一 封建の名を正す事。一 古来の忠臣義士に神号を賜ひ、或は贈位贈官、或は其子孫を祿する事。一 九等の爵位を修むる事。一 文武一途にして、其名を正す事。一 勳位を復する事。一 服章を正す事。一 文武の大学校を建て、天下の人材を網羅する事。一 伊勢尾張の神器御扱方の事。一 親衛の兵を置く事。一 僧を以て兵とし、寺院を衛所とする事。一 兵器を改め造る事。一 古訓師を学校に置きて、舶來の器械に名を命する事。

一 財貨を公にする事。一 邦畿を定むる事。一 帝都並離宮を定むる事。一 租賦を軽くする事。一 官制を改むる事。の項目を掲げ、項目ごとに王政復古の施策を述べたものである。真木は「旧弊を破る事」の項で「然らば此際に於ては、何事も打破り、遠く古に立回り、天智天皇以上、神武天皇、神代の例をのみとり行ひ給ふ様にあらまほしき事也」とい、王政復古の理想を神武創業に求めて いるにかかわらず、なお「封建の名を正す事」では

上古は封建、中古郡県となり、今又自然と封建になりたるも、千年近き事なり。吾邦は海中屹立にて、四面賊衝なれば、諸侯を建て、各々其土を守らしむること制の宜、萬世不可易。方今自然に個様なりたるも、天意にやあらん。……天下の大形、人情の好惡、封建は当たり前なれば、其名を正して五等の爵を授くるぞよろしき。古封建の詳は知る可らざれど、公別・国造・稻置・県主として凡五等と見えたり。彼の公侯伯子男と相似たり。何事も古に挽回することよければ、公別、国造の名を復し、仮令ば加賀は領する所の三国をすべて加賀の国と号し、仙台は其領の郡名の古雅なるを取りて宮城の国とか賀美とか号し、薩摩は三国を薩摩と号し、又小国は一郡の名をとり、松浦の稻置、玖麻の県主など、方今の封に就いて名を賜ひたらば、名実正しく、国主・郡主の心にもいかばかりか辱なく思ふべき。

つぎに筑前の平野二郎も西国志士の中心人物として討幕の秘計をめぐらし、「尊攘英断録」を著して車駕親征を強調し、文久二年四月、薩摩藩主島津茂久の生父久光が率兵上京すると聞くと己れも東上し、村雲御所暁華院の候人吉田玄蕃（重蔵）に「回天三策」を上り、朝廷への執奏を請うた。その内容は、久光は一藩勤王の志を定めて、まさに上京しようとしており、志士の脱藩亡命して京摂の間に潜伏するものも多く、いざれも朝廷の英断を期待しているとして、上中下の三策を建議したものである。その上策はかつて、「尊攘英断録」において述べたところのもので、「陛下親しく兵衆を率ゐ賜ひ、直に鹹嶺を以て暫く行宮とし給ひ、幕府の科を正し、即前非を悔、罪を謝する時は、官職を剥き爵禄を削て諸侯の列に加へ、若し命に叛く時は速に征伐するもの、第一上策とす」とい、真木と同説であった。尊攘志士の激発は、安政の末年、水戸藩をはじめ諸藩の志士によつて計画され、桜田門外の変（萬延元・三・三）・坂下門外の変（文久二・一・一五）の勃発をみたが、いざれも除奸・幕閣の改造を期したまでのことで、幕府討伐の急激手段ではない。文久二年四月二十三日の伏見寺田屋の変は、計画に幾多の齟齬を生じ、不成功に終つたけれども、明らかに挙兵討幕を目的としたものである。真木和泉、平野二郎は事件に関係した

領袖であり、熱烈な王政復古論者であるが、彼等としてはただ幕府の打倒を考えたまでのことで、封建制打倒の如きは全く予想していなかつたといわなければならぬ。

転じて君側奉仕の榮誉を誇る堂上廷臣を見るに、胸奥に武門執政の制を排撃する氣概を蓄えていたかのように思われるが、実状は必ずしもそうでない。例えば左近衛権中将岩倉具視は、早くから朝権回復の念に燃えていたが、その政治的信念は公武合体であり、文久二年八月、洛外蟄居の身となつた後も、素志は容易に変らなかつた。慶應元年六月、岩倉は「叢裡鳴蟲」を起草して薩摩藩士井上石見（長秋）に示し、小松帶刀（清廉）・大久保一藏（利通）らの意見を徵したが、その内容は、左衛門督大原重徳が勅使となつて東下する際に認めた三事策（文久二・五起草）の趣旨を、さらに敷衍説明したものであつて、

今ヤ大樹大坂城ニ在リ、和宮ヲ江戸ヨリ迎ヘテ共ニ二條城ニ居リ、日々参朝シテ天顏ニ咫尺シ、君臣ノ間水魚ノ如クナルトキハ、誰力能ク之ヲ離間セン。政令ハ内外ヲ論セス、大事ハ具状宸裁ヲ仰キ、萬機一途ニ出テシムヘシ。是ニ於テ幕吏力曾テ望ム所ノ公武一和、其実始メテ挙カリ、国内協和、諭サヌシテ成ルヤ必セリ。誠ニ國家ノ幸福ナリ。

と將軍の京都常住、雄藩の政治参与を主張し、公武一和を図ることの必要を力説している。しかるに翌二年七月、岩倉は將軍家茂が大坂城中で歿し、一橋慶喜が將軍名代として長州に出陣するに決したと聞いて、ただちに天下一新策を認め、近習千種有任に嘱してこれを密奏させた。奏文の内容は、文久以来幕威はしだいに衰退し、人心幕府を離れるに至つたのであるから、徳川氏は大政奉還の英断に出で、列藩とともに皇運扶翼の任に當るべきである⁽⁵⁾というにあつて、時勢の推移に鑑み、王政復古論に同調するに至つたことが注目される。そして岩倉の行動は、孝明天皇の崩御、明治天皇の践祚によつていよいよ活潑を加え、三年三月には済時策を認めて摂政二條齊敬に呈し、朝廷は外交・航海の権を收め、制度を変革し、国政を一新すべきであると建白した。制度の変革、国政の一新がどのような内容のものであつたかは、

抑皇國ハ、五畿七道ニ区分セラルルコト年既ニ久シ。施政ノ制度、上古ハ措テ論セス、鎌倉開府以来、武門其領土ヲ守リ、各其施政ヲ異ニスルヲ以テ、今遽ニ之ヲ一定セント欲スルハ、容易ノ業ニ非ス。……宜ク一道毎ニ一箇ノ觀察使府ヲ置キ、総督・副総督・評定官等ノ職員ヲ設ケ、宮・公卿・諸藩主中ノ賢能ヲ抜擢登用シテ各任所ニ赴カシメ、年限ヲ定メテ交代セシム。而シテ觀察使府ハ其一道ノ大小名ヲ管轄指揮シ、民治軍事ヲ督励シテ、以テ施政ノ順序ヲ一定セシムルヲ職掌トス。

五畿ニモ亦一箇ノ觀察使府ヲ置キ、和漢洋ノ諸学ヲ研究スル大学校ヲ設ケテ、才能ヲ教養セシムルコトヲ兼掌セシムヘシ。と述べてのこととて明らかであり、鎌倉以来の封建制を改変するのは容易なことでないとして、五畿・七道に觀察使府を設け、

漸次藩治を一定させることをもって足れりとしているに過ぎない。このようにして封建制改廃の問題は、王政復古論者により殆ど考慮されることなく、明治の初頭におよんだのである。

註

- (1) 真木保臣顕彰会、真木和泉守遺文。漢文雜著、大夢記、六一八一一六二一頁。
- (2) 前出。国事建言、経緯愚説、五一一六頁。
- (3) 春山育次郎、平野國臣傳。回天三策の密奏、四三二一一四三七頁。井野辺茂雄、幕末史の研究。寺田屋事変、一五四一—一五六頁。一九九一一二〇一頁。
- (4) 宮内省、岩倉公実記、上巻。具視叢裡鳴蟲ヲ井上石見ニ示ス事、九〇九一一九三八頁。岩倉具視関係文書（日本史籍協会叢書）、第一、一四六一一八三頁。第二、叢中有鳴蟲、七一一九二頁。叢鳴蟲之註秘中秘、九三一一一六頁。
- (5) 岩倉公実記、上巻。具視天下一新ノ策議ヲ密奏スル事、一〇三九一一〇五七頁。岩倉具視関係文書、第一、二四九一一二五五頁。
- (6) 岩倉公実記、中巻。具視済時ノ策議ヲ二條齊敬ニ上ツル事、二二一一三二頁。岩倉関係文書、第一、二八八一一三〇〇頁。
幕末における岩倉の政治行動はつぎのようになつてゐる。安政五年から萬延・文久を経て慶應元年に至るまでは公武合体論者であつて、神州萬歳策（安政五・三）・三事策（文久二・五）・叢裡鳴蟲（慶應元・六）・全国合同策（〃・九）などを起草した。しかし慶應二年から翌三年の前半までは、幕府に大政奉還を命ぜるという穩健な王政復古論者に変り、統全國合同策（慶應二・五）・済時策（〃・六）・天下一新策（〃・七）・時務策（〃・九）・航海策（〃・一二）・済時策（三・三）などを起草した。間もなく岩倉は、一片の詔勅で幕府を廃し、徳川氏を諸侯の列に加えることは至難であり、武力に訴える以外に解決の方法がないとの過激な王政復古論者に変つてゐる。岩倉は、いたずらに現想に猛進するのではなく、時勢に順応して経綸を行うとする典型的な政治家であったといえよう。

二 府縣の設置

王政復古の大業が成り、新政府の陣容が備わつた時、まず直面した問題は、前將軍徳川慶喜が、いぜん藏入地四百十万余石、旗本知行地二百六十萬石から成る広大な旧幕領を支配し、二百七十の諸大名またおのれの封地を領有して、ともに國務の円滑な遂行を阻礙し、王政復古は畢竟空名にとどまるという事實であつた。間もなく鳥羽・伏見の戦が勃発し、戊辰の役が展開されることになったので、政府は諸道進發の征討軍に対し旧幕領の没収を命じ、さらに王師に抗した東北諸藩の領地をも公

収し、従来の禁裏御料とともにこれを直轄することになった。直轄地にははじめ鎮臺を創置し、のちこれを裁判所と改称し、さらに府および縣を設置するに至った。しかし府・縣の地域は、諸藩の領地に比して狭小であって、国帑は空乏を告げ、政務の遂行はややもすれば渋滞し勝ちであった。

明治元年正月二十一日、政府は大和國に鎮臺を設置し、翌二十二日には、大坂・兵庫にも置いたが、これらはともに兵力を擁して、人民を鎮撫するための軍政機關であったから、間もなく民政を管掌し、かつ訴訟を裁断する裁判所の機構に改組した。すなわち正月二十七日には大坂鎮臺、二月二日には兵庫鎮臺の名称をともに裁判所に改め、つづいて長崎（二・二）・京都（二・一九）・大津（三・七）・横浜（三・一九）・箱館（四・一二）・笠松（四・一五）・新潟（四・一九）・但馬府中（四・一九）・佐渡（四・二四）・参河（四・二九）などの裁判所を増設した。越えて閏四月二十一日、政府は政體書を制定して府藩縣三治制を規定し、府・縣をその管下に置き、藩は旧により藩主をして封内の民治を掌らせるなどを定めたので、同月二十四日箱館裁判所を箱館府の名称に変更し、翌二十五日、京都裁判所を京都府に、大津・笠松の裁判所を大津・笠松の縣名に改め、二十八日には、但馬府中裁判所を久美濱縣と改称した。つづいて五月から九月にわたり、大坂裁判所を大坂府（五・二）に、長崎裁判所を長崎府（五・四）に、兵庫裁判所を兵庫縣（五・二三）に、新潟裁判所を越後府（五・二九）・新潟府（九・二二）に、參河裁判所を參河縣（六・九）に、神奈川裁判所を神奈川府（六・一七）・神奈川縣（九・二二）に、佐渡裁判所を佐渡縣（九・二）に改めた。⁽²⁾府・縣はともに地方分治の一区劃であつて、本質的に異なるところがないが、清朝が支那本部を十八省に分ち、これをさらに府・州・縣に分け、省は府を統べ、府は州・縣を治めた制度に倣つて、江戸時代に所司代・城代・奉行らが在勤した重要地を府といい、郡代・代官などが配置された地域を縣と呼んだもののがである。ただ兵庫（神戸）・神奈川（横浜）が兵庫奉行・神奈川奉行駐在の地であり、開港場であるにかかわらず、縣の設置にとどめたのは、京都・大坂の二府や江戸府（東京府）と隣接していたからであり、佐渡奉行派遣の地を特に縣名としたのも、新潟府との関係を考慮したが故である。

一方鳥羽・伏見の敗戦後、倉皇東帰した前將軍徳川慶喜は恭順謝罪の決意を固め、四月十一日、江戸開城を行つたので、政府は五月十二日至り江戸府を設置した。しかし置府の令は容易に江戸に達せず、旧幕兵で江戸から関東各地に脱走し、窃かに蹶起の機会を窺う者も多かつたので、同月十九日東征大総督府は、鎮臺を江戸に設け、旧幕時代の寺社奉行所を社寺裁判所、町奉行所を市政裁判所、勘定奉行所を民政裁判所と改め、鎮臺の管下に置く旨を布告した。三裁判所は置府の令に接した後

も、なお府の事務を扱っていたから、江戸府はその名があるのみで、実のないものに過ぎなかつた。越えて七月十七日、「江戸ハ東国第一ノ大鎮、四方輻湊ノ地、宜シク親臨以テ其政ヲ視ルヘシ。因テ自_レ今江戸ヲ称シテ東京トセん」の詔書渙発に伴ない、政府は江戸鎮臺を廃して鎮將府を置き、駿河以東の十三国を管せしめ（車駕東幸により一〇・一八廢）、江戸府を改めて東京府となし、鎮臺輔烏丸光徳を知事に任じた。東京府は市政裁判所の事務を併せ（社寺裁判所は廃止・民政裁判所は鎮將府の会計局となる）、ようやく地方官厅としての形態を整えたものの、その管するところはいわゆる郭内に限られ、旧幕臣松村忠四郎・桑山圭助・忍藩士山田一太夫の三名がいずれも武藏知縣事（武藏縣は設置をみるに至らない）に任せられ、武藏・下総の郡邑の一部（品川・小菅・大宮縣の地域）を管していたのである。

府は明治元年から翌二年の初頭にわたり、さきに挙げた東京・京都・大坂・長崎・新潟・箱館の六府のほか、度會（七・六）奈良（七・二九）・甲斐（一〇・二八）の三府が設置されたが、二年七月十七日至り、府は東京・京都・大坂の重要地に限ることとし、他はすべて縣の名称に改められた。一方、縣は兵庫・久美濱・大津・笠松・參河・神奈川・佐渡の七縣のほか、多数の縣が増置され、二年に入ると九十三萬余石の多きに及ぶ東北諸藩の沒収・削封地のみでも、若松（五・四）・福島（七・二〇）・桃生（同）・酒田（同）・白河（八・七）・白石（同）・登米（同）・九戸（同）・江刺（同）・膽澤（八・一二）の十縣の新置をみるに至っている。維新創設の際であるから、府縣の設置・廃合は頻々と行われ、これを述べることは煩に堪えないので、よってのちに表示する。

府縣の事務は、はじめ新政府成立と同時に設置された内國事務科（元・二・三・内國事務局と改称）がこれを管掌していたが、二年四月八日以後は、民部官（七・八、民部省と改む）の統轄するところとなつた。府縣にははじめ知事が置かれ、判事がこれを輔けたが、二年七月八日の官制改革に伴ない、府には知事および正権の大参事・少参事が、縣には正権の知事および大参事・少参事がそれぞれ置かれることに改められた。府知事の位階は從三位であつて、各省の大輔や大藩の知事と等しく、縣知事は從四位で、各省の大丞、府の大参事・小藩の知事と等しく、縣権知事は正五位で、各省の権大丞・府の権大参事・大藩の大参事と等しかつた。府縣はともに政府の直轄地であり、藩は諸侯の領地であるにかかわらず、（一）府知事ならびに大藩の知事、（二）中藩の知事、（三）小藩の知事ならびに縣知事、（四）縣権知事の地方官序列により、府藩縣と呼んで府縣藩とは唱えない。

註

(1) 幕府および諸藩の領地の石高は、諸書により若干の異同がある。安藤博の「徳川幕府縣治要略」には天保九年の調査によ

るとして、

代官支配地

遠国奉行支配地及諸家御預地

計

三百二十八萬千五百七十八石
九十萬七千五百九十三石

四百十八萬九千百七十一石
二百六十萬六千五百四十五石

旗本知行
諸侯の領分

禁裏御料

堂上家領

徳川幕府藏入

代官所支配

奉行所支配

大名預

計

三百十萬七千七百石
十六萬石

七十萬八千四百石

三百九十七萬六千百石
八萬八千九百石

主管未詳

交代寄合井に旗本領知

萬石未満より千石に至る八百三十四家

千石未満より五百石に至る八百四十二家

計

百九十四萬千八百五十三石
四十九萬二千二百六十九石

二百四十三萬四千百二十二石

百五十六萬五千八百七十七石

総高

八百萬石余

と記しているが、百五十六萬石余の高について著者自身「未ダ精確ナル簿書ヲ見ルニ及バズト雖モ、傳聞ニ從ヒテ記載セリ」と述べているように、单なる伝聞に基づくものであり、この数字を除外する時は、「徳川幕府縣治要略」の記載と大差がないことになる。二三七——二三八頁。また勝海舟の「吹塵錄」にも徳川家領國高・萬石以上以下人數井石高・御料所併萬石以下知行所之高の記事が見え、海舟自身「世間云ふ、徳川氏政府の領國高八百萬石ありと。又其実を察するものは冷笑して云ふ、是れ虚称、其大に誇るなりと。余案するに、兩説共に其一を知て、未に其二を知らざるなり。其全く藏入となるべきの地は、實に四百余萬石にして、此中藏米を以て給する旗下家人數萬家あり。……而して家臣中、萬石以下の

を挙げ、これに三卿領知、京都所司代・大坂および駿府城代・甲府勤番支配の役知、社寺支配地、宮門跡領を加える時は、総石高二千二百二十四萬三千九百二十五石に上ると記している。六二——六九頁。また小野清の「徳川制度史料」には

四萬千百五十一石
十萬石

四萬千百五十一石
十萬石

知行を有する輩、其祿高三百余萬石あり。此二つの者を合算すれば七百余萬石に到る。八百萬石の概称、蓋し是より出づ」と説明している。吹塵錄（海舟全集第三・四卷）上、一五八——一六〇頁。下一四〇頁。明治元年閏四月二十七日、田安慶頼が大総督府に提出した書類によれば、徳川氏臣隸の祿秩三百六萬五千五百八十八石余とあつて、「吹塵錄」の説明が正しいことになる。

(2)

(3)

鎮臺・裁判所・府・縣創置の布告は、当時の史料にほとんど散見しない。従つて參與久我通久が大和鎮臺督を命ぜられた明治元年正月二十一日をもつて大和鎮臺の設置、參與兼内国事務掛醍醐忠順が大坂裁判所總督に任せられた正月二十七日をもつて大坂裁判所の設置とした。また閏五月二十五日の大津裁判所總督長谷信篤の京都府知事任命と、安芸藩士辻將曹

の大津県知事任命をもつて、京都府および大津県の設置とした。他もこれに倣う。

明治四年七月十四日の廢藩置縣直前における縣は四十一を算え、廢藩の令で縣となつたものが二百六十一に上るから、總計三百二縣というのが四年中ごろの縣の実数である。その後政府はさかんに縣の統合を行い、同年末には七十二縣に減少し、二十二年さらに四十三縣（沖縄縣を含む）とした。府縣には班次があるので、その順序により四年末の名称を掲げて置く。

三府

東京・京都・大坂

七十二縣 神奈川・兵庫・長崎・新潟・埼玉（縣廳岩槻）・入間（川越）・足柄（小田原）・木更津・印旛（佐倉）・新治（土浦）・茨城・群馬・栃木・宇都宮・奈良・堺・安濃津（津）・度會（山田）・名古屋・額田（岡崎）・濱松・靜岡・山梨・大津・長濱・岐阜・筑摩（松本）・長野・仙臺・福島・平・若松・一ノ關・盛岡・青森・山形・置賜（米澤）・酒田・秋田・敦賀・福井・金澤・七尾・新川・柏崎・相川・豊岡・鳥取・島根・濱田・飾磨（姫路）・北條（津山）・岡山・深津・廣島・山口・和歌山・名東（徳島）・香川・松山・宇和島・高知・福岡・三潴（久留米）・小倉・大分・伊萬里・熊本・八代・都城・美美津・鹿児島

明治初年府縣創置表

- 府縣の排列は創置の先後を勘案し近畿・中国・九州・中部・関東・奥羽地方の順序とした
- 府縣名の右の数字は創置の月日、横線上の数字は合併の月日を示す

江戸時代	明治元	同二	同三	備考
奈良代官	京都所司代			
奈良奉行	京都町奉行			
奈良	伏見奉行			
奈良 5. 縣19	大坂城代	京都府		
奈良府 7. 29	大坂町奉行	大坂府		
奈良 7. 縣17	堺奉行	堺縣	5. 22	
奈良	兵庫奉行	兵庫縣	5. 23	
奈良	丹後代官	久美濱縣	4. 28	
奈良	但馬代官			
奈良	生野	河内縣	1. 20	
	豊崎	摂津縣	1. 20	
		豊崎縣	5. 20	
			8.2	
				明治一四、大阪府に合併
				明治四、豊岡縣となり九、 京都府と兵庫縣に合併

遠江代官		山田奉行	近江代官
伊奈 8 縣 2	參河 6 縣 9	備中代官	大津 4 縣 25
富高 4 縣 25	閏日 4 縣 25	石見代官	度會府 7 縣 17
	天閏草 4 縣 25	長崎奉行	度會府 7 縣 17
		長崎 5 府 4	隱岐縣 25
		8.17	6.24
		長崎 6 縣 20	大森縣 8 縣 2
			8.2
			濱田縣 1 縣 9
			五條縣 2 縣 27

明治四、三河地方は額田
縣となり五、愛知縣に合併

明治四、大分縣となる

明治九
島根縣に合併

合併

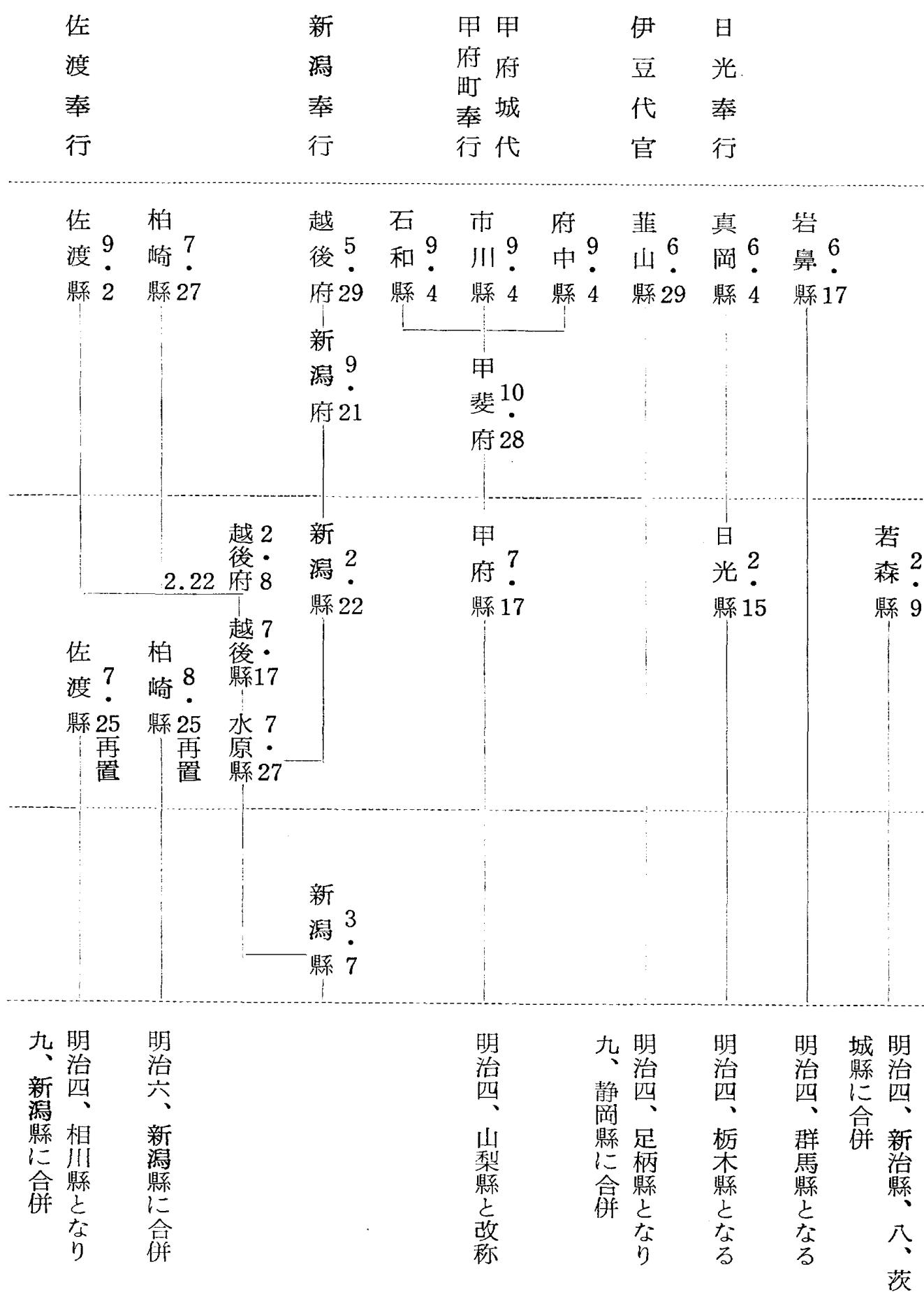
明治四、深津縣、五、小田縣となり八、岡山縣に

明治五、滋賀縣と改称

明治四、奈良縣に合併

五條縣 27

美濃郡代	笠松縣	閏4.	飛彈郡代	高山縣	6.2	
信濃代官						
江戸幕府	江戸府	5.12	江戸府東京府	7.17		
神奈川奉行	神奈川府	6.17	品川縣	2.9		
浦賀奉行	神奈川縣	9.21	大宮縣	2.9		
関東郡代	葛飾縣	1.13	浦和縣	9.29		
神奈川奉行	神奈川府	17	小菅縣	1.3		
浦賀奉行	神奈川縣	21	品川縣	2.9		
宮谷縣			大宮縣			
2.9			浦和縣			
明治四、印旛縣、六、千葉縣となる	明治四、埼玉縣となる	明治四、東京府に合併	明治五、長野縣と改称	明治五、福井縣に合併	明治四、岐阜縣となる	明治四、筑摩縣となり九、飛彈地方は岐阜縣に合併



箱 館 奉 行	盛 岡 藩	庄 内 藩	仙 台 藩	會 津 藩	福 島 藩	白 河 藩
------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

箱閨
館4
府24

開拓使	7.8	膽澤縣	8.12	江刺縣	8.7	九戸縣	8.7	酒田縣	7.20	登米縣	8.7	桃生縣	7.20	白石縣	8.7	若松縣	5.4	福島縣	7.20	白河縣	8.7
						一 八戸縣	9.	一 三戸縣	9.			一 石卷縣	8.	一 角田縣	11.						

11.28縣19

盛岡縣

明治一五、函館、札幌、根室
縣となり、一九、北海道厅

明治四、一関縣に合併、
同年水澤縣、八、磐井縣
と改称、九、岩手縣に合併

山形縣

明治四、仙台縣に合併

明治九、宮城縣と改称

明治九、福島縣に合併

明治四、二本松縣となり
ついで福島縣と改称

三 諸藩の情況

藩という言葉は、諸侯がその領地・領民を鎮めて、主君の藩屏護衛となるという意味であるが、江戸時代にあっては公称として用いられたことがない。いま薩摩二十五代の藩主島津重豪（宝暦五・七襲封——天明七・一致仕）についていえば、薩摩国鹿児島城主松平薩摩守重豪が当時の記録・文書あるいは武鑑に現われる称呼であり、老中から重豪宛の書状には松平薩摩守殿と認め、藩重臣の幕府えの伺書・願書なども、松平薩摩守家来某と書き、薩摩藩主とか薩摩藩士の肩書を冠しないのが慣例である。このような慣例は幕末に至るまで続いていたが、一方また、諸藩の政治活動が顕著となるに伴ない、列藩・弊藩・貴藩・薩藩・長藩などの語が公私の文書において盛んに用いられるに至つた事実が注目される。従つて明治政府は、かつて幕府が領地の大小、城郭の有無などによつて大名の格式を設けていたのに倣つて、明治元年二月十一日、諸藩を大中小の三等に区分し、加賀・薩摩・仙台・尾張・紀伊・肥後・筑前・安藝など四十萬石以上の八藩を大藩、十萬石以上、三十九萬石に至る三十九藩を中藩、一萬石以上九萬石に至る二百二十二藩を小藩と定めた。¹⁾つづいて閏四月二十一日、政體書を制定するに当たり、特に府藩縣三治制を規定し、五月九日には府藩縣に対し印鑑を造ることを令し、大政官・官司印とともに府藩縣印の寸法を定めた。從来便宜的に用いられていた藩の名称は、ここにはじめて、府縣と並ぶ地方行政上の一区劃を指す公用語となつたのである。一国以上を領有する國持大名は、おおむね國名をもつて藩名を唱えたが、一国分領の諸大名は居城または陣屋のあるところをもつて藩名となし、版籍奉還により改めて藩知事に任命されてからは、すべて藩庁所在地名をもつて藩名とすることに統一されたのである。

維新当初、大小二百七十を算えた諸藩は、廢藩置縣に至るまでの間、変動なく存続していたのではない。幕府の倒廃、王政の復古という変転極まりない世運に直面して、封土没収、石高削減の悲運に会した諸侯の数は多数に上り、転封を余儀なくされたものも決して尠くはなく、新たに藩屏に列したものがある半面、自ら進んで廢藩を断行するものさえ現われた。封土没収の最もいちじるしい例は、大政を奉還した前將軍徳川慶喜が鳥羽・伏見の戦に敗れて朝敵の汚名を蒙り、江戸城および旧幕領四百十余萬石、旗本所領二百六十萬石を失つたことであり、明治元年閏四月二十九日には、わずか六歳の田安龜之助（徳川家達）は宗家相続を命ぜられ、つづいて五月二十四日、駿河府中（静岡）城主として七十萬石を賜わることになつた。徳川氏の新領地は駿河一円で四十萬余石、遠江の一部で十八萬二千余石、三河の一部で十一萬六千余石を算えるので、從来これらの

国々に封土を有する七諸侯は旧幕領の多い房総地方に國替を命ぜられ、沼津藩主水野忠敬（出羽守）は上総市原郡菊間に、小島（駿河奄原郡）藩主瀧脇信敏（丹後守）は上総望陀郡櫻井に、田中（同益津郡）藩主本多正訥（紀伊守）は安房安房郡長尾に、濱松藩主井上正直（河内守）は上総市原郡鶴舞に、掛川藩主太田資美（備中守）は上総武射郡柴山（のち同郡松尾）に、相良藩主田沼意尊おぎたか（玄蕃頭）は上総天羽郡小久保に、横須賀（遠江城東郡）藩主西尾忠篤（隱岐守）は安房朝夷郡花房に、同年七月から九月にわたりそれぞれ城地を移したのである。

幕府瓦解の際は幕臣の数は明瞭でないが、享保年間には旗本五千二百余人、御家人一萬七千三百余人を算え、家祿の総高三百二十萬石に達していたことが記録に見え、この数計は爾後余り変動なかつたと想像される。これらの幕臣は全國各地に散在しており、幕府の滅亡、王政復古の実現により朝臣となつた者が勘くなかつたが、駿河府中立藩とともに徳川氏に隨從して新封地に移つた者はもちろん多数に上り、暇を乞い農商に帰した者に至つては、その数甚だ多かつた。駿府に移つた家臣のうち、元高三千石以上萬石までの者は五人扶持、千石以上の者は四人扶持、五百石以上の者は三人扶持を与えられ、以下これに準じた家祿を賜わり、のち倍額に増祿されたけれども、五人扶持が十人扶持に改められたように、僅少の額にとどまるので、旧幕臣はひとしく家計不如意に悩まされることになつた。また元年六月二十二日、藩主徳川家達の後見である前津山藩主松平確堂（齊民）は鎮将府に対して、「此度領知下賜候ニ付テハ、家来共之内、暇申出候モ多分可_レ有_レ之候得ハ、農商又ハ浪人之名義ニテ、何レノ御場所ニ住居致シ候テモ不_レ苦、又ハ農商人別入無_レ差支_二様仕度」の伺書を提出し、浪人名義の件を除き許可を得た。従つて旧幕臣で駿遠参地方に移住し、士籍を脱して農商に從事する者は極めて多数に上つたのであって、

當時無祿移住を覚悟して、駿遠参へ移住せし人数は、駿河府中六百九十四人、濱松七百二十一人、掛川七百〇一人、遠州横須賀六百八十二人、赤坂六百二十八人、田中六百五十人、相良七百六十人、中泉七百二十九人、參州横須賀六百六人、小島三百九十九人、合計六千五百七十二人、以上は皆一家の主のみを数へたので、家族一家平均三人とすれば一萬九千七百十六人、四人とすれば二萬六千二百八十八人となる。婢僕を引連れて行きし者もあれば、少くとも三萬有餘の人数は、潮の湧く如く駿遠参の地方に入り込みしことあり。此外沼津地方へ入込みし人数數千人ありし故、大略四萬有餘の人々は此等の地方へ移りしことにて、其他領地へ行きし者、近在へ帰農せし者、商となりて転居せしも多かりし。

と伝えられている。彼等の或る者は大井川の西岸榛原郡牧の原の開墾に從事して茶畠をつくり、静岡縣茶業發展の先駆者となつた。

鳥羽・伏見の戦にはじまる戊辰の役では、徳川氏の恩誼に駆られて、順逆を誤り賊名を蒙るに至つた諸藩が尠くなく、上総市原郡請西藩主林忠崇（昌之助）は封土没収、小田原藩主大久保忠禮（加賀守）・結城藩主水野勝知（日向守）・關宿藩主久世廣文（隱岐守）・桑名藩主松平定敬（越中守）・備中松山藩主板倉勝静（周防守）らは削封に處せられた。東北諸藩處分案は寛巣区々として容易に決定しなかつたが、ついに元年十二月七日に至り、會津藩主松平容保（肥後守）・仙臺藩主伊達慶邦（陸奥守）・盛岡藩主南部利剛（美濃守）・庄内藩主酒井忠篤（左衛門尉）・二本松藩主丹羽長国（左京大夫）・棚倉藩主阿部正静（美作守）・長岡藩主牧野忠訓（駿河守）らはいずれも封土没収の朝命に接した。また米澤藩主上杉斉憲（彈正大弼）・上ノ山藩主松平信庸（伊豆守）・天童藩主織田信敏（兵部大輔）・羽後松山藩主酒井忠良（紀伊守）・同龜田藩主岩城隆邦（左京大夫）・湯長谷藩主内藤正養（播磨守）・泉藩主本多忠紀（能登守）・一ノ関藩主田村邦栄（左京大夫）・盛岡新田（のち七戸）藩主南部信民（美作守）らは削封に處せられ、磐城平藩主安藤信勇（對馬守）は陸中磐井郡に、福島藩主板倉勝達（甲斐守）は三河碧海郡重原に所替を命ぜられた。その後封土没収の處分に会った諸侯のうち、伊達・丹羽・阿部・牧野の四氏は旧封地の一部を賜わり、南部氏は伊達氏の旧領白石を、酒井氏は松平氏の旧領會津を与えられ、二年十一月には松平氏また陸奥下北郡斗南（田名部）の地を賜わることになった。

東北の雄藩仙臺藩が六十二萬五千余石の封土を召上げられ、その半地にも当らない二十八萬石の領地を下賜されたのは、盛岡・庄内・米澤の三藩に比して削封が甚しかつたといわなければならぬ。畢竟、輔相岩倉具視が朝議決定を求めた急務数件の「奥羽越諸藩御處置之事」において「仙臺ノ如キハ會津征討之勅命ヲ蒙リ乍ラ、却テ會ニ党与シ、奥羽諸侯ノ盟主ト為リ、官軍ニ抵抗シ、且參謀ヲ殺シ、其罪ハ會ヨリ大ナリト可レ申モノニ候⁽³⁾」と述べているように、奥羽鎮撫總督左大臣九條道孝から會津討伐を命ぜられたにもかかわらず、仙臺藩の態度が佐幕に傾き、官軍參謀世良修藏（砥徳）を暗殺し、米澤以下の東北諸藩二十五藩の重臣と協議して奥羽列藩同盟を組織し、擾乱を拡大させた罪を問われたからにほかならない。仙臺藩の家臣は一万六百五十人、このほか藩の一門で亘理三萬石を領せる伊達藤五郎（邦成）をはじめ、藩の老職の家来すなわち陪臣が二萬三千四百七十七人の多きを算えていたが、とうていこれらに給祿することができなかつた。藩は本藩士七千四百五十三人に対してのみ扶持米を与えたので、旧臣の大半は極度の窮迫に悩まされるに至つたといふ。會津藩（二十八萬石）の滅藩に至つては約二年の間づき、藩士のうち二千五百七十人は松代藩に、千七百四十四人は高田藩に分預されていたが、斗南（三萬石）立藩とともに引渡されることになり、その大部分は三年閏十月ごろ新支配地に移住した。藩はこれら家臣に平均四人扶持（七石二

斗)を支給したほか、三十石ないし五十石の収穫が予想される開墾地を家祿として与えたが、荒蕪地の労働に堪え兼ね、脱走して旧封邑に帰住する者、他国に出稼する者が続出したと伝えられている。

つぎに盛岡藩は城邑二十萬石を没収され、旧仙臺領の白石において代地十三萬石を賜わった。然るに旧領民は故主南部氏を慕い、党を組んで移封反対運動を起し、二戸・三戸・北三郡の管理を命ぜられた弘前藩に対しても、江戸時代以来の感情が残つて容易に服せず、不穏の空気が漂つた。政府は南部氏をして旧領民説得に当らせたが効がなく、二年七月二十二日に至り旧領復帰を命じ、代償として七十萬両を献上することにした。⁽⁴⁾また庄内藩は封土十四萬石を没収され、松平氏の旧封會津において十二萬石を賜わり、のちさらに安藤氏が治めていた磐城平に封ぜられたが、庄内の農民は盛岡藩領民と同じように、旧主酒井氏の転封を喜ばず、村々から惣代を上京させて哀訴陳情した。政府は南部氏に転封中止を伝えた七月二十二日、酒井氏に対してもこの旨を伝え、かつ七十萬両を献上させ、八月三日には、すでに陸中磐井郡に移つていた安藤氏に旧封地復帰を命じ、七萬両を献上させることにしたのである。

封土・治所に異動があった藩は以上あげた諸藩のほかにもその例が多い。⁽⁵⁾しかしながら封土・治所にはなんら変更がなく、藩名のみを改めた場合があり、羽前酒井氏の城邑名鶴岡は、もと大泉庄が置かれてあったという理由で、一般に庄内(莊内)と呼び、明治二年八月、大泉の称呼に復し、佐竹氏の居城久保田の地も、往古齶田(飽田)と呼ばれたことがあるというので、四年正月、秋田と改称している。同じような例は、他にも求められる。また府中藩・松山藩など同一藩名を名乗るものも多い場合には、国名を冠して区別していたが、やがて煩に堪え兼ねて、藩名を改めるに至つたのである。つぎにこれを表示する。

藩	中	府	旧	藩	名	藩	主	名	新	藩	名		
對	馬	常	駿	河	安	部	郡	徳	川	氏	静	岡	藩
下	下	陸	長	門	新	治	郡	松	平	氏	石	岡	藩
縣	縣	治	豊	豊	浦	浦	郡	毛	利	氏	豊	浦	藩
郡	郡	郡	原	嚴	原	原	藩						
宗	宗	氏	氏										
氏	氏												

山三藩	藩邊田	藩山龜	藩田吉	藩澤金	藩山勝	藩山松
越	丹 紀	丹 伊	三 伊	武藏 伊	美 安	越 羽
後	後 伊	波 勢	河 豊	加賀 美	作 房	備 後
蒲	加 伊	桑 鈴	渥 宇	石 真	前 大	中 温
原	佐 牟	鹿 田	美 和	川 島	野 鮑	上 泉
郡	郡 郡	郡 郡	郡 郡	郡 郡	郡 海	房 郡

牧	牧	安	松	石	大	伊	米	三	酒	小	板	久
野	野	藤	平	川	河	達	倉	浦	井	笠	倉	松
氏	氏	氏	氏	氏	内	氏	氏	氏	氏	原	氏	氏

高	梁	舊称のまま
松	嶺	藩
峰	岡	舊称のまま
舞	鶴	舊称のまま
龜	岡	舊称のまま
六	浦	舊称のまま
豊	橋	舊称のまま
真	島	舊称のまま
加	治山	舊称のまま
治	藩	舊称のまま

(京極氏)と
同音のため

つぎに明治のはじめに二百六十有余を算えていた藩は、新たに諸侯の列に入った者を加えて、いよいよ増加した。すなわち元年正月二十四日、尾張藩附家老の成瀬正肥（隼人正・犬山城主）・竹腰正舊（伊豫守・美濃今尾城主）・紀伊藩附家老の安藤直裕（飛彈守・田邊城主）・水野忠幹（大炊頭・新宮城主）・水戸藩附家老の中山信徵（備中守・松岡城主）らは、いずれも藩屏に列せられ、つづいて長州藩の支族吉川經幹（駿河守・岩国城主）また藩主となつた。その後、徳川家達が駿河府中城主に封ぜられるとともに、三卿のうち一橋茂栄（権大納言）・田安慶頼（中納言）が藩屏に列したが、これらは藩名を唱えない。さらに備中川上郡成羽の山崎氏、但馬七味郡村岡の山名氏、播磨神東郡福本の池田氏、大和十市郡田原本の平野氏、常陸新治郡志筑の本堂氏、遠江敷知郡堀江の大澤氏、羽後由利郡矢島の生駒氏ら、交代寄合⁽⁷⁾で萬石以上の地を領していた七人も、諸侯に列せられたのである。⁽⁸⁾

（文学部教授）

註

（1）太政官修史局編纂の「復古記」には、大藩八、中藩三十九、小藩二百二十二、合計二百六十九藩の藩名を掲げている。しかしその中には、三家の附家老ということで藩屏に列せられた犬山・今尾・田邊・新宮・松岡の五藩が含まれ、朝命に抗して追討の令が下った會津・姫路・伊豫・松山・高松・桑名・備中・松山の六藩が省かれているから、これを考慮に入れるところ、維新當初の諸藩の総計は二百七十ということになる。なお修史局編纂の「明治史要」には「明治元年戊辰十二月政體一覽概表」を掲げ、大藩八、中藩四十二、小藩二百二十三、合計二百七十三藩の藩名を載せており、大藩では仙臺藩を除き、新たに駿河府中藩を加えている。

つぎに徳川氏は、三河吉田（豊橋）・大多喜、高崎の大河内氏、府内・三河奥殿（田野口に転封）の大給氏、尼ヶ崎の櫻井氏、小島の瀧脇氏、松本の戸田氏、伊豫松山・今治、多古の久松氏、宮津の本荘氏、川越の松井氏、郡山の柳澤氏、矢田の吉井氏などの家門・譜代に対し、松平の姓を賜わっていた。同時に、金澤・富山・大聖寺の前田氏、薩摩の島津氏、仙臺の伊達氏、筑前の黒田氏、安藝の浅野氏、長州の毛利氏、肥前の鍋島氏、因幡・因幡新田（若櫻および鹿児）・福本および備前の池田氏、阿波の蜂須賀氏、土佐の山内氏などの諸大名に対しても、特に松平の姓を名乗ることを許していた。明治元年正月二十七日、政府はこれらの諸氏に用し、それぞれ本姓に復することを命じ、翌二年七月八日には、諸侯の百官名ならびに受領名をも停止するに至ったのである。

静岡市役所、静岡市史編纂資料、第四卷。明治維新當時の静岡、第三章徳川家達公と静岡、第七節無縫移住所收の山中笑談話、一二五——一二八頁。

（2）

(3) 岩倉公實記、中巻。具視急務数件ヲ朝議ニ附スル事、明治元十一月二十二日、六一四——六一七頁。

(4) 菊池悟郎、南部史要、四二八——四三四頁。

(5) 例えは濱田藩主松平武聰(右近將監)は、第二次征長の役の際、長州藩の進攻に合い、城を焼いて松江藩に逃れ、明治元年五月、城地を美作久米郡鶴田に移した。小倉藩もまた火を城中に放ち、幼主豊千代丸(忠忱)を擁して、田川郡香春に退き、明治二年十二月、治所を企救郡豊津に移した。また武藏榛澤郡岡部藩主安部氏が、岡部陣屋は領地高が少く、家臣扶助糧米に不足するから、別邑三河八名郡半原に陣屋替したいと願い出で、明治元年四月聽許となつたのをはじめ、岩代信夫郡下手渡の立花氏は筑後三池郡三池に、羽前最上郡長瀬の米津氏は上総山邊郡大網(のち常陸河内郡龍ヶ崎)に、近江野洲郡三上の遠藤氏は和泉日根郡吉見に、下野塙谷郡高徳の戸田氏は下総千葉郡曾我野に、磐城安積郡守山の松平氏は常陸行方郡松川に、常陸筑波郡谷田部の細川氏は下野芳賀郡茂木に、羽前山形の水野氏は近江浅井郡朝日山にはそれぞれ移封した。

(6) 庄内・久保田の二藩が藩名を改めたほか、上野多胡郡の矢田藩は吉井藩、信濃更科郡の田野口藩は龍岡藩、越後頸城郡の糸魚川藩は清崎藩、若狭敦賀郡の敦賀藩は鞠山藩、美濃郡上郡の八幡藩は郡上藩、丹波氷上郡の柏原藩は柏原藩、近江蒲生郡の仁正寺藩は西大路藩、肥前松浦郡の五島藩は福江藩と改称した。

(7) 慶應二年の大成武鑑によれば、交代寄合は二十家、そのうち山崎氏は表高五千石(実高一萬二千七百石)、山名氏は六千七百石(一萬千石)、池田氏は六千石(一萬五百石)、平野氏は五千石(一萬石)、本堂氏は八千石(一萬百石)、生駒氏は八千石(一萬五千二百石)であるが、大澤氏の名は見えない。これら七氏は版籍奉還の際、いずれも華族に列せられたが、大澤氏のみは石高を偽り一萬石と称したことが暴露し、四年十二月三日、士族に降され、禁錮一年に處せられた。

(8) 三百七十有余に上る藩は、明治四年の廢藩置縣で解消したのではない。二年十二月二十六日、吉井・狹山二藩知事が辞職を願いで許可となつたのにつづいて、盛岡(三・七・一〇)・鞠山(九・一七)・長岡(一〇・二三)・福本(一一・二三)・高須(一二・二三)・多度津(四・二・五)・丸亀(四・一〇)・龍岡(六・二)・徳山(六・一九)・大溝(六・二三)・津和野(六・二五)の十一藩が廢藩を断行した。例外はあるが、おおむね戊辰の役に封土を削減される悲運に会するか、あるいはまた小藩で藩力を維持することができない事情によるものであった。